



会員各位

令和5年6月14日

和合町自治会会長 仲田 始

防犯灯新規設置について

浜松市では誰もが生き生きと暮らせる市民主体の地域社会の実現を目的として、自治会等が主体的に地域内の夜間における犯罪の防止及び交通安全を図るため防犯灯を設置しています。

和合町自治会では、浜松市の防犯灯設置維持管理事業の委託を受け和合町内の防犯灯の維持管理をしています。

皆様のお宅の周りでも夜間明かりが無く、防犯上または交通安全上危険と思われる場所に気付いておりましたら、以下の設置基準をご確認後、別紙「設置申請書」にご記入の上、自治会まで申請をして下さい。

＜＜ 設置基準 ＞＞

- (1) 防犯灯間の距離は30メートル以上とする。
- (2) 10VA以内のLED灯を基準とする。
- (3) 防犯灯はLED灯仕様の器具を使用したものであるとする。
- (4) 商店街振興を目的とするものでないこと。
- (5) 個人の庭や玄関、駐車場を照らしていないこと。

※ (1) (2) 項については防犯上及び交通安全上、特に市長が必要と認めるときはこの限りではない

設置申請書の提出については

班長→組長→部長→自治会 連絡BOX として下さい。

自治会では申請書が提出された場合、設置基準・設置場所の状況を確認して近隣住民の方々の了承を受けた後に、工事業者との打ち合わせにて可能との判断をした結果、防犯灯の新設を進めて行きます。

尚、市の予算の関係上、年に5～6灯の新設となりますので、申請後の直ぐの設置は難しく、場合により次年度の検討となります事をご承知おき下さい。

防犯灯設置申請書

令和 年 月 日

依頼者	部	組	班
氏 名			
住 所			
電話番号			

組長氏名
部長氏名

設置場所	和合町	—	番地
	和合北	丁目	—

電柱番号

補足事項

.....

＜ 見取り図 ＞